

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- －ITを活用した情報共有や業務のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化を図ります。
- －災害などの有事に備え、お取引先の皆様とBCPを構築し、お取引先の経営課題に対し迅速に対処します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形または型の取扱いに関する覚書を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保証要請は行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形などで支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払いサイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることの無いよう十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮し、取組みを阻害し不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず短納期又は追加の発注及び急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。

3. その他

サプライチェーン全体の事業継続に向け、お取引先の皆様と共に一丸となって課題解決に取り組めます。

2024年3月22日
株式会社 新川 代表取締役社長
大岡 文彦